

中山町地域おこし協力隊 募集要項

募集期間 : 令和8年2月27日（金）まで
審査方法 : 第1次選考（書類審査）、第2次選考（面接）
試験会場 : 中山町役場

[注意事項]

- (1)受付時間は、午前9時から午後4時45分です（持参の場合）。
- (2)土曜日、日曜日、祝日における申込み受付はできませんので、注意してください（持参の場合）。
- (3)審査は随時実施しますので、定員に達し次第、募集を締め切る場合があります。
- (4)受付期限経過後の申込みは通常できませんが、追加募集をかける場合があります。
- (5)申込みの際に提出された書類等につきましては、返却いたしません。

採用予定日は令和8年4月1日以降です。（要相談）

採用試験に関するお問い合わせ先

中山町役場 総合政策課 まちづくり推進グループ
山形県東村山郡中山町大字長崎 120 番地
電話：023-662-4271 FAX：023-662-5176
メール：kikaku@town.nakayama.yamagata.jp

活動内容に関するお問い合わせ先

中山町役場 産業振興課 農業振興グループ
山形県東村山郡中山町大字長崎 120 番地
電話：023-662-2063 FAX：023-662-5950
メールアドレス：noshin@town.nakayama.yamagata.jp

I 募集区分・採用予定人員及び活動内容

○農業を通じた地域おこしの推進を行う協力隊 1名

<テーマ>

農業を通じた地域おこしの推進

<活動内容>

以下の業務を中心に、ご自身のスキルや経験を活かした地域おこし活動に従事していただきます。

- (1) 将来的な町内での独立就農に向けて、地元生産者から農業技術及び経営能力を習得（主に果樹・水稻等）
- (2) 経験を通じての、自分に合った営農スタイルの確立
- (3) 町内農業の情報発信や普及啓発活動
- (4) 地域の行事やコミュニティ活動への参加

○スケジュール

〈1年目〉

- ・複数の農家での作業研修
- ・就農計画の概要検討
- ・地域の行事やコミュニティ活動への参加

〈2年目〉

- ・複数の農家や専門的な研修機関での営農研修受講
- ・独立時の栽培品目等の確定、就農計画の作成
- ・地域の行事やコミュニティ活動への参加

〈3年目〉

- ・実践的な営農研修
- ・就農計画の策定
- ・地域の行事やコミュニティ活動への参加

※ 協力隊卒業後、就農へ

その他町長が必要と認めた業務に関することも活動内容に含まれます。

・勤務地

研修先農家、研修機関、中山町役場 庁舎内 産業振興課

II 応募対象

○以下の項目は必須条件です

1. 中山町の魅力向上・発信に関心がある方
2. 三大都市圏内または政令指定都市（条件不利地域を除く）から中山町に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方（地域要件について、詳細はお問い合わせください）
3. 採用された日時点で20歳以上の方（性別、学歴、前職は問いません）
4. 普通自動車免許を有し、実際に運転ができる方
※今後取得予定等、個別の事情については応相談
5. パソコン（Word、Excel、PowerPoint、メール送受信等）の基本操作ができる方
※自前のパソコンをお持ちでない場合は要相談
6. 地方公務員法第16条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない方
7. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方
8. 農業を営むことに関心があり、地域おこし協力隊を卒業する3年後までに、中山町内で就農する意欲を有している方

○以下の項目はあると歓迎するスキル等です（なくてもOK）。

1. SNS（X、Instagram等）を使用した情報発信が得意な方

III 選考方法

(1)第1次選考（書類審査）

選考の結果は応募者全員に文書にて通知します。合格者には第2次選考の日時等について併せてお知らせします。

(2)第2次選考（面接）

中山町役場を会場に面接を行います。選考に要する交通費等は自己負担となります。

※業務内容の確認のため、第2次選考前にオンライン面談や農作業体験を実施する場合があります。

(3)最終選考結果の通知

選考結果（採用合否）は文書にて通知します。

IV 応募手続

(1)応募書類の請求方法

中山町公式ホームページから取得してください。

(2)提出書類

- ①中山町地域おこし協力隊応募用紙
- ②住民票の写し（提出日の1か月以内のもの）

(3)応募方法

以下いずれかの方法で提出してください。

- ①郵送
- ②持参
- ③メール（応募用紙内の顔写真は、画像データを添付すること）

(4)受付期限

令和8年2月27日（金）（必着）※定員に達し次第、募集を締め切る場合があります。

(5)応募先

〒990-0492 山形県東村山郡中山町大字長崎 120 番地
中山町役場 総合政策課 まちづくり推進グループ

kikaku@town.nakayama.yamagata.jp

V 任用形態・任期

(1)中山町の会計年度任用職員として中山町長が任用します。

(2)任期は採用された日から、採用された日の属する年度の3月31日まで

※双方の協議により最長3年まで延長可能

・服務等

地方公務員に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されます。服務規定に反した場合は、懲戒処分の対象となります。

また、任用後1か月間は、条件付き採用期間となります。

VI 勤務条件

(1)勤務日・時間

- ・原則月曜日から金曜日の週5日
- ・午前9時から午後5時（うち休憩時間1時間、1日7時間勤務）

※活動内容によって休日等に活動していただく場合があります。ただし、振替休日や勤務時間の変更により対応。

※年末年始休暇（12月29日から翌年1月3日）、特別休暇等あり。

(2)報酬等 月額200,335円

※期末手当及び勤勉手当あり。ただし、在職期間によって変動します。

※会計年度任用職員制度の運用に伴い、変更となる場合があります。

VII 待遇・福利厚生

(1)共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

- (2)任期中の住居借上料を補助金として交付します。ただし、引越しに要する費用や共益費、生活備品、水道光熱費等は自己負担となります。
- (3)活動に使用する車両の借上料及び燃料費を補助金として交付します。
- (4)その他活動に必要な経費及び研修参加等に伴う旅費は、予算の範囲内で町が負担するか、もしくは補助金として交付します。
- (5)副業の範囲は、事前に申請し町長の承認を得たものとなります。なお、副業でかかった経費等は補助金の交付対象にはなりません。